

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間は免除承認期間とされているが、私たち夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、国民年金保険料をすべて納付している。申立期間については、地区の婦人会が隣組単位で集金していたし、免除申請を行った記憶も無い。

調査の上、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、納付年月日が確認できる昭和46年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料は、一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料とともに、すべて納期限内の同一日に納付されていることから、夫婦ともに納付意識は高かったと認められる。

また、A市区町村への照会結果において、申立期間当時、申立人が居住していた地区は、申立てどおり、婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、申立人が所持している資料により、申立期間前に申立人自らが経営する会社が公共工事を落札したことが確認でき、その前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化も認められないことから、申立期間のみが免除承認期間となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

社会保険庁の記録によると、申立期間は免除承認期間とされているが、私たち夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、国民年金保険料をすべて納付している。申立期間については、地区の婦人会が隣組単位で集金していたし、免除申請を行った記憶も無い。

調査の上、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、納付年月日が確認できる昭和46年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料は、一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料とともに、すべて納期限内の同一日に納付されていることから、夫婦ともに納付意識は高かったと認められる。

また、A市区町村への照会結果において、申立期間当時、申立人が居住していた地区は、申立てどおり、婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

さらに、申立期間の前後は納付済みである上、申立人が所持している資料により、申立期間前に申立人の夫が経営する会社が公共工事を落札したことが確認でき、その前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化も認められないことから、申立期間のみが免除承認期間となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び59年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで  
② 昭和59年7月から60年3月まで

昭和53年に国民年金(任意加入被保険者)に加入し、55年ごろからは、口座振替により国民年金保険料を納付していた。

通帳の残高不足で保険料が口座振替できない時もあったが、その際は、A市区町村から送られてきた納付書により、銀行又はA市区町村役場の窓口で現金納付した。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年3月に国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間における国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が所持する預金通帳により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、残高不足により口座振替ができなかったことが確認できるものの、申立期間当時、A市区町村では、口座の残高不足等により口座振替が不能となった場合、加入者へ督促通知及び当該期間に係る保険料の納付書を送付していたことが確認できる上、申立人が所持する預金通帳、昭和58年度国民年金保険料領収証書及びA市区町村が保管する申立人に係る国民年金保険料収納状況一覧表兼検認簿において、口座振替により当初納付することができなかった昭和58年7月から同年9月までの保険料が58年11月4日付けで、また、58年10月から同年12月までの保険料が59年4月3日付けで納付書により納付されていることが確認できることなど、口座振替できなかった場合は納付書により納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、2回の申立期間はそれぞれ3か月、9か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて、住所や仕事等申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私の国民年金への加入手続及び保険料の納付は、結婚前は母が行って  
くれており、結婚した時に母から国民年金手帳を受け取った。保険料は  
3か月に一度、母が集金人にまとめて納付していたが、母はやりくりす  
るのが大変だったと言っている。申立期間の保険料は納付したはずなの  
で、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与してお  
らず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人  
の申立期間に係る保険料を集金人に対して納付していたと主張しているが、  
申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月13日以降に払い出されたと  
推認でき、その時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付とな  
ることから、供述どおりの方法で納付することはできなかつたものと考え  
られる。

また、申立人は、申立人の妻が行った年金記録確認に係る申立てに関し  
て、昭和37年ころは会社設立直後で経済的にも苦しく、仕事が軌道に乗り  
始めた40年ころまでは保険料を納付できなかつたと供述しているとともに、  
申立人の母親及び妻も、申立期間の国民年金加入期間については、未納と  
されている。

さらに、申立人又は申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納  
付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立  
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から49年3月まで

結婚してしばらくした頃、自宅にA市区町村役場職員が来て、未納となっている20歳から5年分の保険料を納めるよう言われたので、後日A市区町村役場へ出向き、国民年金保険料約5万円を支払った。

以後は婦人会を通じて、妻の保険料とあわせて2人分支払っていた。

申立期間の納付記録が無いのは納得がいかないのので、調査の上で納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月以降に払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により納付することができない期間であるほか、第3回特例納付により申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情や別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市区町村が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期とほぼ同時期の昭和51年7月2日付けで、申立人の49年4月から51年3月までの国民年金保険料（2万4,600円）と申立人の妻の49年8月から51年3月までの保険料（2万1,000円）の計4万5,600円の保険料が一括して過年度納付されたことが確認できることから、申立人の主張する申立期間の国民年金保険料約5万円を納付したとする記憶が当該過年度納付である可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月20日から43年2月20日まで  
申立期間については、A駅構内で営業していたB事業所に勤務しており、厨房で調理の仕事をしていた。厚生年金保険には加入していたと思うので被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、B事業所は申立期間及びそれ以外の期間についても、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、当時の同僚の供述によれば、B事業所は、申立期間のうち昭和41年1月20日から42年4月までの期間においてはC社が経営しており、42年4月ころにD社へ譲渡され、以降については同社が経営していたことがうかがえる。しかし、C社は既に適用事業所ではなくなっており、申立内容を裏付ける関連資料、周辺事情を得ることができない上、D社では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳など関係資料を保管していないことなど、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

さらに、申立期間当時、B事業所に勤務していたとする同僚のうち、複数の者がC社及びD社のいずれにおいても厚生年金保険被保険者としての記録が無く、事業主は、B事業所に勤務していた者について、一部の従業員の厚生年金保険の加入手続をしていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係るC社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの事業所においても申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

申立期間については、A社がB事業所の地下で経営していた飲食店において、夫は調理師、私はレジ係として働いていた。入社時期と退職時期ははっきりしないが勤務していたのは間違いなく、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社が経営する飲食店で勤務していた同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立内容を裏付ける関連資料、周辺事情を得ることができない上、複数の同僚の供述からは申立人の勤務期間及び勤務状況等について確認することもできず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和43年8月6日資格取得の被保険者番号1番から44年12月4日資格取得の被保険者番号320番までに申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。